

20文科初第1307号
平成21年3月9日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
附属特別支援学校を置く各国立大学長

殿

文部科学事務次官
銭谷真美

(印影印刷)

特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）

このたび、平成21年3月9日文部科学省令第3号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、文部科学省告示第35号をもって、別添2のとおり特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚部教育要領」という。）文部科学省告示第36号をもって、別添3のとおり特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）文部科学省告示第37号をもって、別添4のとおり特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等部学習指導要領」という。）がそれぞれ公示されました。

また、現行の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年文部省告示第61号）（以下「現行小学部・中学部学習指導要領」という。）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成11年文部省告示第62号）（以下「現行高等部学習指導要領」という。）から新小学部・中学部学習指導要領及び新高等部学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、平成21年3月9日文部科学省告示第39号をもって、別添5のとおり、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（以下「小学部・中学部特例告示」という。）文部科学省告示第40号をもって、別添6のとおり平成21年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（以下「高等部特例告示」という。）が定められました。

今回の改正は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確にされた教育の目的及び目標に基づき、平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概

要並びに移行措置の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、これらに基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の特別支援学校、域内の特別支援学校を所管する指定都市を除く市町村教育委員会及びその他の教育機関に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の特別支援学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の特別支援学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の特別支援学校に対して、本改正の概要並びに移行措置の概要及び留意事項について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いいたします。

また、小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成するとともに、児童生徒の障害の状態等に即し適切な指導や必要な支援を行うよう、特別支援学級を置く学校及び通級による指導を行っている学校等に対して併せて周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

1. 改正の概要

(1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善

今回の教育課程の基準の改善は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確となった教育の目的及び目標に基づき、答申を踏まえ、次の方針に基づき行ったものであること。

教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること

- ・ 「知識基盤社会」の時代においてますます重要となる「生きる力」という理念を継承し、また、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視したこと。
- ・ 教育基本法及び学校教育法の改正により明確となった教育の理念を踏まえ、学校教育においては、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを明確にしたこと。これを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動、環境教育等を充実したこと。

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること

- ・ 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。）において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実し、思考力・判断力・表現力等の育成を重視したこと。
- ・ あらゆる学習の基盤となる言語に関する能力について、国語科のみならず、各教

科等においてその育成を重視したこと。

- ・ これらの学習や勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育などを通じ、学習意欲を向上するとともに、学習習慣の確立を図るものとしたこと。

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

- ・ 体験活動を活用しながら、道徳教育や体力の向上についての指導、安全教育や食育などを発達段階に応じ充実し、豊かな心や健やかな体の育成を図るものとしたこと。

(2) 社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化などに対応した改善

(1)に加え、特別支援学校の教育課程の基準の改善に当たっては、特別支援学校を取り巻く諸状況の変化に適切に対応し、障害のある幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うためには、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実することが重要であることから、次の方針により改善を行ったものであること。

障害の重度・重複化、多様化への対応

- ・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域である「自立活動」について、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、その内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」、「他者の意図や感情の理解に関すること」、「自己の理解と行動の調整に関すること」、「集団への参加の基礎に関すること」、「感覚や認知の特性への対応に関すること」を新たに示すなどの改善を図るとともに、指導計画の作成の手順等を明確にしたこと。
- ・ 重複障害者や訪問教育に関し、指導計画作成上の配慮事項を規定したこと。

一人一人に応じた指導の充実

- ・ すべての幼児児童生徒について、各教科等にわたる「個別の指導計画」を作成することを規定したこと。
- ・ 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人に応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを規定したこと。

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- ・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設したこと。
- ・ 地域や産業界等と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定したこと。

交流及び共同学習の推進

- ・ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の幼児児童生徒との「交流及び共同学習」を計画的、組織的に行うことを規定したこと。

(3) 施行及び適用の時期

新幼稚部教育要領、新小学部・中学部学習指導要領及び新高等部学習指導要領（以下「新学習指導要領等」という。）のうち、幼稚部については平成21年4月1日から、小学部については平成23年4月1日から、中学部については平成24年4月1日からそれぞれ施行すること。また、高等部については平成25年4月1日から施行し、同日以降高等部に入学した生徒に係る教育課程から適用すること（学校教育法施行規則第135条第5項で準用する同規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。以下同じ。）。

2. 移行措置の概要及び留意事項

(1) 移行措置の概要

平成21年度から平成24年度までの間（以下「移行期間」という。）における移行措置の概要は、以下の通りであるが、改正省令附則並びに小学部・中学部特例告示及び高等部特例告示に従い、適切に教育課程の編成・実施を行うこと。（別紙参照）

平成21年度及び平成22年度の小学部の移行措置

- ・ 教育目標、教育課程編成の一般方針、授業時数等の取扱い、重複障害者等に関する特例及び指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。
- ・ 移行期間中の各学年における総授業時数は、小学校の移行期間中における各学年の総授業時数に準ずること。
- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者（以下「視覚障害者等」という。）である児童に対する教育を行う特別支援学校における各教科の取扱いについては、小学校における移行期間中の取扱いに準ずるとともに、障害種別に示す配慮事項については、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。
- ・ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における各教科の取扱いについては、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によることができること。
- ・ 総合的な学習の時間（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校を除く。）道徳、特別活動及び自立活動の指導については、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。
- ・ 外国語活動(知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校を除く。)を加えて教育課程を編成できることとし、その際の授業時数の取扱いについては、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てること。

平成21年度から平成23年度までの中学部の移行措置

- ・ 教育目標、教育課程の編成の一般方針、授業時数等の取扱い、重複障害者等に関する特例及び指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。
- ・ 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の取扱

いについては、中学校における移行期間中の取扱いに準ずるとともに、障害種別に示す配慮事項については、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

- ・ 選択教科については、現行小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第3の1（3）の規定に基づき生徒選択を基本としているが、移行期間中から同規定の適用がなくなること。
- ・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の取扱いについては、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によることができること。
- ・ 総合的な学習の時間、道徳、特別活動及び自立活動の指導については、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

高等部の移行措置

ア 平成21年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置

- ・ 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校における福祉科については、新高等部学習指導要領によることができること。

イ 平成22年度からの移行措置

- ・ 教育目標、教育課程の編成の一般方針、各教科に属する科目、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の授業時数等、教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項並びに重複障害者等に関する特例については、現行高等部学習指導要領の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領の規定によること。
- ・ 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目の取扱いについては、高等学校における移行期間中の取扱いに準ずるほか、視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の独自の教科・科目については、現行高等部学習指導要領の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領の規定によることができること。また、障害種別に示す配慮事項については、新高等部学習指導要領の規定によること。
- ・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の取扱いについては、現行高等部学習指導要領の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領の規定によることができること。
- ・ 総合的な学習の時間、道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に限る。）特別活動及び自立活動の指導については、現行高等部学習指導要領の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領の規定によること。

ウ 平成24年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置

- ・ 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校における数学、理科及び理数に属する科目については、高等学校における移行期間中の取扱いに準ずること。

（2）留意事項

各教科等の指導に当たっては、上記により新学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮

するとともに、特に次の事項に留意すること。

移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、小学部及び中学部にあつては、新小学部・中学部学習指導要領第1章第2節「教育課程の編成」の第1「一般方針」及び第4「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」を、高等部にあつては、新高等部学習指導要領第1章第2節「教育課程の編成」の第1款「一般方針」及び第4款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

移行措置に係る小学部・中学部特例告示及び高等部特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分考慮した指導計画を作成すること。

移行期間中に新学習指導要領によることができることとされている教科において、実際に新学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の時数を確保して指導が行われるようにすること。

特別支援学校の各部において、それぞれに対応する学校段階の学習指導要領等に準じて指導を行う場合には、当該学校段階における移行措置の内容等を踏まえて指導を行うこと。

小学部においては、現行小学部・中学部学習指導要領及び新小学部・中学部学習指導要領において目標及び内容を2学年まとめて示している教科については、特に、平成22年度の指導に当たっては、翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成23年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分留意し、新小学部・中学部学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

小学部における算数及び理科並びに中学部における数学及び理科については、移行期間中に指導すべきとされている新小学部・中学部学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。

小学部における外国語活動については、各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、平成23年度からの実施に円滑に移行できるようにすること。

中学部においては、現行小学部・中学部学習指導要領及び新小学部・中学部学習指導要領において目標及び内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、特に、平成23年度の指導に当たっては、翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成24年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分留意し、新小学部・中学部学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

平成22年度から平成24年度までの間に高等部に入学する生徒は、中学部又は中学校等を卒業する年度の違いにより、現行小学部・中学部学習指導要領により学習した生徒と、移行措置期間における特例により学習した生徒がいることを踏まえ、高等部に入学する生徒が中学部又は中学校等の各学年で履修した各教科の内容を踏まえた適切な指導が行われるよう、指導計画等の作成に当たって十分配慮すること。

平成24年度の高等部入学生に係る教育課程は、数学、理科及び理数の各教科の必修科目の構成やその標準単位数に変更がある。このことを踏まえ、各学校においては、必要に応じ、他教科も含めた教育課程全体を見通して教育課程の見直しを行うなどの配慮をすること。

3 . 関連事項

(1) 新学習指導要領等の周知・徹底

新学習指導要領等の理念が各学校において実現するためには、各学校の教職員が新学習指導要領等の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては平成21年度までに集中的に周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新学習指導要領等に関する説明会や研修会を開催するなど、教職員に対して周知・徹底を図ること。

また、学習指導要領等は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する学習指導要領等解説において説明することを予定している。このため、学習指導要領等解説を活用して、教職員が学習指導要領等についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

(2) 教育条件の整備

答申において指摘されているとおり、新学習指導要領等の理念の実現のためには、個々の幼児児童生徒に応じたきめ細かい指導が必要であり、これまで以上に教師が子どもと向き合う時間を確保する必要があること。

このため、指導体制の充実のほか、外部人材の活用、学校の事務負担の軽減、ICT環境の整備、教員研修、教材、学校図書、学校の施設・設備の充実などを図る必要があること。

〔参考〕文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

(ホーム > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 新しい学習指導要領)

本件担当： 文部科学省 電話：03（5253）4111（代表） 初等中等教育局 特別支援教育課（内線2003）

対象	教科等	特例の内容	適用される規定	適用されない規定
平成21年度及び平成22年度に小学部に在籍するすべての児童に係る教育課程	総則	教育目標、教育課程編成の一般方針、授業時数等の取扱い、重複障害者等に関する特例及び指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については、新小学部・中学部学習指導要領による。	新小学部・中学部学習指導要領第1章第1節、第2節第1、第3～第5	現行小学部・中学部学習指導要領第1章第1節、第2節第1、第5～第7
		各学年の総授業時数は、小学校の移行期間中における各学年の総授業時数に準ずる。	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令附則別表第1	
	各教科	視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者（以下「視覚障害者等」という。）である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件に準ずる。	平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件第2項～第10項	
		視覚障害者等である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の指導計画の作成、各学年にわたる内容の取扱いについては、新小学部・中学部学習指導要領による。	新小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第1款	現行小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第1款
		知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学校の判断によ	新小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款	現行小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款

		り、内容の全部又は一部を新小学部・中学部学習指導要領によることができる。		
	総合的な学習の時間 道徳 特別活動 自立活動	新小学部・中学部学習指導要領による。	新小学部・中学部学習指導要領第3章、第5章～第7章	現行小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第4、第3章～第5章
	外国語活動	実施する場合には、学校の判断により、内容の全部又は一部を新小学部・中学部学習指導要領によることができる。	新小学部・中学部学習指導要領第4章	
平成21年度及び平成23年度に中学部に在籍するすべての生徒に係る教育課程	総則	教育目標、教育課程編成の一般方針、授業時数等の取扱い、重複障害者等に関する特例及び指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については新小学部・中学部学習指導要領による。	新小学部・中学部学習指導要領第1章第1節、第2節第1、第3（1の前段を除く。）、第4、第5	現行小学部・中学部学習指導要領第1章第1節、第2節第1、第5、第6（1の前段を除く。）、第7
		選択教科について、現行小学部・中学部学習指導要領の生徒選択に係る規定は適用しない。		現行小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第3の1（3）
	各教科	視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の各教科の目標、各学年、各分野又は各領域の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年、各分野又は各言語にわたる内容の取扱いについては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件に準ずる。	平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件第2項～第10項	
		視覚障害者等である生徒	新小学部・中学部学習	現行小学部・中学

		に対する教育を行う特別支援学校の中学部の指導計画の作成、各学年、各分野又は各言語にわたる内容の取扱いについては、新小学部・中学部学習指導要領による。	指導要領第2章第2節第1款	部学習指導要領第2章第2節第1款
		知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、学校の判断により、内容の全部又は一部を新小学部・中学部学習指導要領によることができる。	新小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第2款	現行小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第2款
	総合的な学習の時間 道徳 特別活動 自立活動	新小学部・中学部学習指導要領による。	新小学部・中学部学習指導要領第3章、第5章～第7章	現行小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第4、第3章～第5章
平成21～24年度の高等部入学生に係る教育課程	福祉	学校の判断により、福祉の各科目及びその内容等の全部又は一部を新高等部学習指導要領によることができる。 新高等部学習指導要領に基づく科目「介護総合演習」についても「総合的な学習の時間」の代替が可能。	改正後の学校教育法施行規則（以下、「新省令」という。）別表第3（2）の福祉の項の各科目 新高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3の表福祉の欄の各科目 現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第3の7に「介護総合演習」を追加 新高等学校学習指導要領第3章第8節	
平成22～24年度に高等部に在籍するすべての生徒に係る教育課程	総則	原則として、新高等部学習指導要領による。ただし、各教科・科目の履修等に関する内容は現行学習指導要領による。（数学、理科、福祉、理数及び総合的な学習	新高等部学習指導要領第1章第1節、第2節第1款、第2款第3、第3款～第6款	現行高等部学習指導要領第1章第1節、第2節第1款、第2款第4（第4の5を除く。）、第3款～第6款

	の時間については、別に定める特例に従う。)		
視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の保健体育芸術体育音楽美術	学校の判断により、内容の全部又は一部を新高等部学習指導要領によることができる。	新高等部学習指導要領第2章第1節第1款 新高等学校学習指導要領第2章第6節、第7節、第3章10節～第12節	現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款 現行高等学校学習指導要領第2章第6節、第7節、第3章10節～12節
視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における保健医療療養理学療法印刷理容・美容クリーニング歯科技工	学校の判断により、内容の全部又は一部を新高等部学習指導要領によることができる。	新高等部学習指導要領第2章第1節第3款～第9款	現行高等部学習指導要領第2章第1節第4款～第10款
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	学校の判断により、内容の全部又は一部を新高等部学習指導要領によることができる。	新高等部学習指導要領第2章第2節第1款～第3款	現行高等部学習指導要領第2章第2節第1款～第3款
知的障害者である生徒に対	新高等部学習指導要領による。	新高等部学習指導要領第3章	現行高等部学習指導要領第3章

	<p>する教育を行う特別支援学校の道徳</p>			
	<p>総合的な学習の時間 特別活動 自立活動</p>	<p>新高等部学習指導要領による。</p>	<p>新高等部学習指導要領第4章～第6章</p>	<p>現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第3(7を除く。)、第3款第2、第4章、第5章</p>
<p>平成24年度の高等部入学生に係る教育課程</p>	<p>視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の数学理科</p>	<p>新高等部学習指導要領による。</p>	<p>新省令別表第3(1)の数学及び理科の項 新高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の2の表数学及び理科の欄 新高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の1の(1)の工及びオ 新高等部学習指導要領第2章第1節第1款 新高等学校学習指導要領第2章第4節及び第5節</p>	<p>現行学校教育法施行規則(以下、「現行省令」という。)別表第3(1)の数学及び理科の項 現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の2の表数学及び理科の欄 現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の1の(4)及び(5) 現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款 現行高等学校学習指導要領第2章第4節及び第5節</p>
	<p>視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理数</p>	<p>新高等部学習指導要領による。</p>	<p>新省令別表第3(2)の理数の項 新高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3の(1)の表理数の欄 新高等部学習指導要領第2章第1節第1款 新高等学校学習指導要領第3章第9節</p>	<p>現行省令別表第3(2)の理数の項 現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3の(1)の表理数の欄 現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款 現行高等学校学習指導要領第3章第9節</p>